

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔令和六年五月二十七日 財務省告示第百四十四号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和六年五月二十七日以後に支出された寄附金について適用する。なお、次に掲げる寄附金は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下「公共法人」という。）

）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する認定特定非営利活動法人若しくは同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人である法人（以下これらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の用途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が令和六年五月二十七日から令和九年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が令和十一年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限り。）、公共・公益法人等が事業の用に供していた次に掲げる固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てられるものの全額

一 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地で、令和六年能登半島地震により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。次号において「被災建物等」という。）

二 被災建物等以外の固定資産で被災建物等の令和六年能登半島地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）